



# 自ら学ぶ力を育てる 初等・中等教育の実現に向けて ～将来を生き抜く力を身に付けるために～

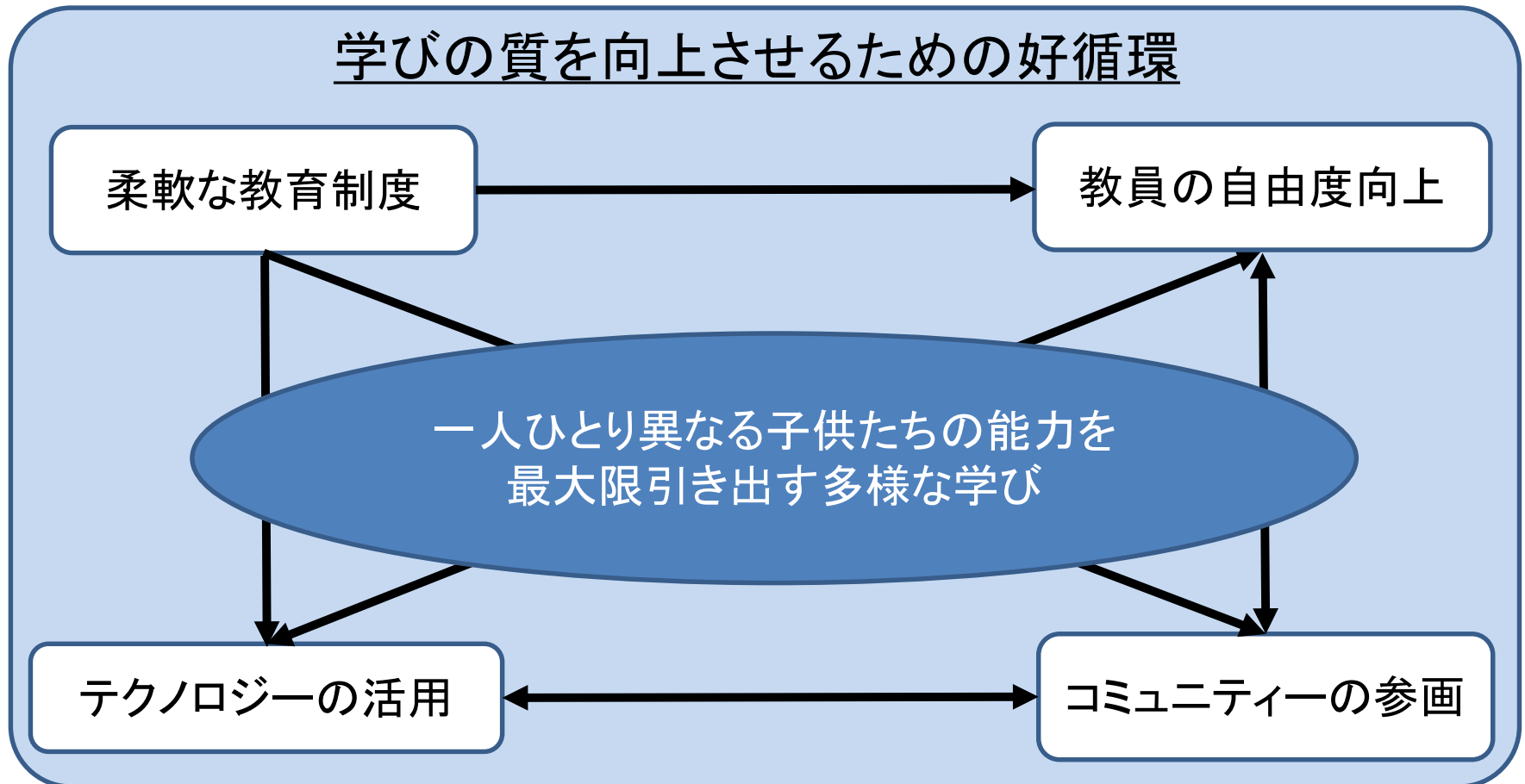
2020年3月9日

公益社団法人 経済同友会  
教育革新PT委員長 小林いずみ

# 問題意識

★グローバル化や技術革新の進展に伴い、経済社会の変化が加速するなか、予測のつかない未来を生き抜く力を身に付けるためには、人生の早い段階で、自ら学び、学びから得られた知識や経験を社会課題の解決に結びつける習慣を身につけること、そのための学びの質の向上が不可欠。

## 学びの質を向上させるための好循環



# 教員の自由度向上と学びの質向上の好循環を実現するために

★教員の自由度(教育の裁量)が高まれば、これまで以上に教育の本質に真摯に向き合い、子供たちがワクワクするようなカリキュラムを構築・実践できるようになり、結果として学びの質も高まっていく。

※参考: 青翔開智中学校・高等学校(鳥取県鳥取市にある併設型中高一貫制の私立)  
探究学習に注力。デザインシンキングを取り入れた授業。全生徒がiPadを所有、校内に69台のWi-Fi。  
教員の平均年齢33歳、県外出身率63%  
(全国平均: 公立中学校43.9歳、公立高等学校46.0歳、私立高等学校44.1歳: 平成28年10月時点)

ヒト

学校現場に勤務する人々(教員・事務職員等)の機能の見直しと要件の再定義、それらに基づく教員評価・研修プログラムの見直し、教育の本質に立ち返った創意工夫を通じて成果を上げた教員等に報いるインセンティブ設計等

ツール

遠隔授業、デジタル教科書等

制度

**教員免許制度**、教科書検定制度、**年齢主義から修得主義への転換**、行政機構等

# 自らを育てる能力を有する人材とそうした人材を育てる仕組み

自らを育てる能力を有する人材とは・・・

- ★自身の関心・強みを特定し、アプローチを工夫して結果が出るまでやり抜く責任感と意思の強さを持った人材
- ★加速する技術革新を適切に利活用できる倫理感と社会性を有する人材
- ★多様性を受け止める寛容さと自身を表現する力を有する人材

そうした人材を育成するには

児童・生徒

学習内容が身に付いていても付いていなくても、一定の年齢に達すれば進級・卒業していく仕組みでは、自ら学び、課題を解決する方法を模索し、納得のいくまでやり抜く習慣は身に付かない

→ **提言1: 年齢主義から修得主義への転換**

教員

学びと心の両面で子供の成長を育むためのスキル、義務教育の外にあるさまざまな選択肢を含め、子供たちの能力を最大限引き出す機会を提示できるような経験に幅のある人材が必要

→ **提言2: 特別免許状制度の活用促進**

## 提言1: 年齢主義から修得主義への転換①

- ・ 歴史の年号等、暗記しなくとも検索すれば直ちに調べられる情報も多くなった。同時に、SNSの普及等により、自分が関心を持った情報にしかアクセスせず、その真偽や大局的な観点からの検証を経ないまま、信じてしまうという問題が生じている
- ・ 従来は、一人ひとりの進度・理解度に応じた学びを提供するには途方もないマンパワーが必要だったが、テクノロジーの活用により、一定の領域においては、指導の個別化と子供たちの学びの効率化を図れるようになったが、依然として年齢主義が続いている



- ★ 自ら適切にゴールを設定するための基礎的な知識構造と読解力がこれまで以上に重要になる
- ★ AIの普及が加速するなか、革新の進む技術を適切に活用するための倫理観や、AIに代替されない能力を発揮するためのリベラル・アーツにつながる全人的な教育の基礎も義務教育課程において身につける必要がある



**年齢主義から修得主義への転換が必要かつ可能に**

※修得主義を徹底すれば、帰国子女や外国人児童の公立学校等への編入や、進度に応じた日本語教育等のサポートも容易に

## 提言1：年齢主義から修得主義への転換②

具体的には・・・

スタディ・ログの活用により、一人ひとり異なる学びの速度・理解度をより精緻に把握することが可能になった現在、

学校教育法第17条および同施行規則の別表を改め、

①義務教育の範囲を年齢で一律に定めること

②各教科等それぞれの授業時数や各学年におけるこれらの総授業時数の標準を一律に定めること

をやめるべき。

## 参考: 関連法令

### 学校教育法第17条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条

地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 同法附則「施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる」

## 提言2: 特別免許状制度の活用促進①

★技術革新の加速や人生100年時代の到来等により、20歳代初頭まで教育機関で連続的に勉強し、就職後はOJT等を受けながら働き続けて定年を迎えるという人生設計は現実的でなくなった。継続的なスキルの更新や社会のニーズに応じたキャリア・チェンジが求められ、ライフステージを通じて就業と学びを柔軟に行き来することが期待される時代を生き抜くためには、人生の早い段階で、一人ひとりの疑問・好奇心を入口に、自ら学び続ける習慣をつけることが必要



- ・一人ひとりの興味・関心に応じた学びの機会を提供し、子供たちの学びを動機づけるとともに、個々の能力を磨き育て、学んだ知識・技能を社会課題の解決につなげる方法を体感してもらうためには、教員の専門性および教育関係者の役割を再定義し、それらに即した免許制度や評価制度、インセンティブ設計への抜本改革が必要
- ・しかし、新たな制度設計や人材育成には一定の時間を要する



各分野の専門性や幅広い経験を有する人材に、学校教育により深く関与してもらう仕組みが必要



## 提言2:特別免許状制度の活用促進②

第一段階として・・

2021年度からプログラミングの内容が倍増する中学校の技術  
および高等学校の情報の分野で特別免許状制度の活用を促進すべき

具体的には・・

**特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針**

(平成26年6月19日、文部科学省初等中等教育局教職員課)を見直し、

- ①勤務校が負っている特別免許状所有者の研修計画の立案・実施の責任を  
都道府県教育委員会が負うこととする
- ②同免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験がない者の配置割合の  
上限を緩和する

制度を使いやすくする＋予算・人材計画の自由度がないなか、  
本制度を積極的に活用した校長を評価することでインセンティブを付与

# 参考：特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針（抜粋）

## 第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第5節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

### 第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

### 第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適切に教育活動を進めることのできる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができる者と認められる者

## 関連：免許外教科担任制度の現状（平成28年度）

中学校：免許外教科担任の教科別許可件数と所有免許状教科（上位3教科）

教科	件数(件)	所有免許状教科(件)
家庭	2,181	<u>音楽626</u> 、技術316、 <u>国語290</u>
技術	2,146	<u>保健体育450</u> 、数学381、理科351
美術	938	音楽276、 <u>国語109</u> 、 <u>保健体育97</u>
その他計	1,925	—
合計	7,190	—

高等学校：免許外教科担任の教科別許可件数と所有免許状教科（上位2教科）

教科	件数(件)	所有免許状教科(件)
情報	1,248	<u>商業279</u> 、数学257
公民	394	地理歴史347、国語3
その他計	2,118	—
合計	3,760	—

（資料）文部科学省『免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書』

免許外教科担任を許可するのではなく、特別免許状活用へのインセンティブ付与や遠隔教育の推進によって専門性の高い教員からの学びの機会を確保すべき